

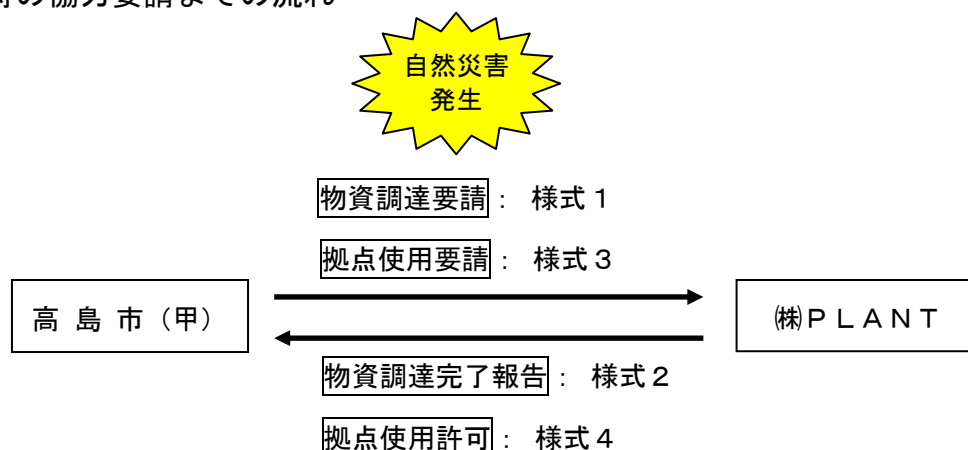
災害時に必要な物資の調達および駐車場の一部使用 に関する協定について

■趣旨

災害発生時における物資の供給体制の充実し、かつ災害時における駐車場施設の一部使用により一時避難場所や災害救助活動の拠点を確保して活動等の迅速化や円滑化を図る。

- (1) 災害発生時、高島市の要請に基づき、事業者側が調達可能な物資を供給
- (2) 災害発生時、高島市の要請に基づき、業者側が駐車場施設の使用を許可
- (3) 物資供給に要した費用は、高島市が負担
- (4) 駐車場施設の一部利用にかかる費用は無償

■災害時の協力要請までの流れ



※ただし、緊急を要する場合には、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出する。

■費用負担

- (1) 物資等の調達に要した経費は、市が負担します。
- (2) 拠点使用にかかる経費は、無償とします。

■連絡責任者

両者は責任をもって連絡調整します。

高島市 政策部危機管理局 防災課長

株式会社PLANT 高島店店長